

熊本県公報

第 1 2 0 9 2 号
平成 24 年 3 月 6 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 4
○指定居宅介護支援事業者の指定	(") 4
○熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定	(税務課) 4
○救急医療機関に関する認定	(医療政策課) 4
○天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)	(水産振興課) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 7
○保安林の指定に関する予定	(") 7
○保安林の指定に関する予定	(") 7
○熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部改正	(環境保全課) 8
○熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部改正	(") 8
○道路の供用開始	(道路保全課) 8
公 告	
○平成 24 年二級建築士試験実施公告	(建築課) 9
○平成 24 年木造建築士試験実施公告	(") 10
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課) 11
○土地改良区の定款変更認可	(") 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 11
登 載 依 頼	
○平成 23 年度第 2 回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(鹿本地域保健医療推進協議会) 11
○平成 23 年度熊本県精神保健福祉審議会の開催	(熊本県精神保健福祉審議会) 11
○平成 23 年度鹿本地域保健医療推進協議会の開催	(鹿本地域保健医療推進協議会) 12
○平成 23 年度阿蘇地域保健医療推進協議会の開催	(阿蘇地域保健医療推進協議会) 12
○平成 23 年度第 2 回熊本県文化振興審議会の開催	(熊本県文化振興審議会) 13
○個人演説会の施設の指定	(選挙管理委員会) 13
○個人演説会の施設の指定解除	(") 13
正 誤	
○平成 24 年 2 月 21 日熊本県教育委員会訓令第 1 号(公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令)中	(学校人事課) 14

告 示

熊本県告示第 227 号
 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。
 平成 24 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所すまいる工房 天草市本渡町広瀬200番地36	合同会社すまいる工房	平成24年3月1日

熊本県告示第228号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ニチイケアセンター 荒尾宮内 荒尾市宮内844番地1	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 齊藤 正俊	平成24年2月15日	4310300183	居宅会議 重度訪問介護 同行援護

熊本県告示第229号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
株式会社 おふくろの家 熊本市島崎一丁目19-27-1	株式会社 おふくろの家 熊本市島崎一丁目19-27-1 和田 範敏	平成24年2月17日	4310101433	居宅会議 重度訪問介護
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター笑ほたる 宇城市豊野町糸石3896-1	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 行岡 良治	平成24年3月1日	4312700166	同行援護

熊本県告示第230号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
NPOサンアンドムーン	特定非営利活動法人 ケアサービス	平成24年3月1日	4310101458	居宅会議 重度訪問介

熊本市西阿弥陀寺町 1番地1(804号)	くまもとサンアン ドムーン 熊本市西阿弥陀寺 町1番地1(80 4号) 木下 真理子		護 同行援護
-------------------------	---	--	-----------

熊本県告示第231号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ウイング合志 合志市野々島字沖野5662-5	合同会社きずな	平成24年3月1日

熊本県告示第232号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ウイング合志 合志市野々島字沖野5662-5	合同会社きずな	平成24年3月1日

熊本県告示第233号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ウイング合志 合志市野々島字沖野5662-5	合同会社きずな	平成24年3月1日

熊本県告示第234号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ウイング合志 合志市野々島字沖野5662-5	合同会社きずな	平成24年3月1日

熊本県告示第235号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡南関町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターひのおかさくら館 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字水溜4 457番地1	社会福祉法人順和会	平成24年3月1日

熊本県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターひのおかさくら館 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字水溜4 457番地1	社会福祉法人順和会	平成24年3月1日

熊本県告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
梨園居宅介護支援事業所 荒尾市菰屋2031番地8	合同会社縁合	平成24年3月15日

熊本県告示第239号

昭和49年熊本県告示第291号の11（熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「第105条第4項及び第6項（同条例第129条の8第4項で」を「第89条第2項及び第3項（同条例第105条第6項において」に、「熊本市東町四丁目14番37号」を「熊本市東区東町四丁目14番37号」に改める。

熊本県告示第240号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
阿蘇市国民健康保険 阿蘇中央病院	阿蘇市黒川1178番地	平成24年2月19日から 平成27年2月18日まで

熊本県告示第241号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域、地元地区、制限又は条件、漁業権の存続期間、免許予定日並びに免許申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 別表のとおり
 - (2) 漁業の時期 //
 - (3) 漁場の位置 //
 - (4) 漁場の区域 //
- 2 地元地区 //
- 3 制限又は条件 //
- 4 漁業権の存続期間

漁場計画番号	存続期間
天区第451号	免許の日から
天区第576号	平成25年8月31日まで
天区第577号	

- 5 免許予定日 平成24年5月1日
- 6 免許申請期間 平成24年3月10日から平成24年3月25日まで

別表

漁場計画番号 天区第451号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度11分3.6秒 東経130度3分6.5秒
 - イ 北緯32度10分45.0秒 東経130度3分26.2秒
 - ウ 北緯32度10分35.9秒 東経130度3分14.2秒
 - エ 北緯32度10分40.7秒 東経130度3分9.1秒
 - オ 北緯32度10分36.6秒 東経130度3分3.7秒
 - カ 北緯32度10分52.5秒 東経130度2分46.9秒
 - キ 北緯32度10分58.2秒 東経130度2分54.3秒
 - ク 北緯32度10分56.0秒 東経130度2分56.6秒
- 2 地元地区 天草市牛深町
- 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
 - (3) 敷設する生け簀の面積は、45,510平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第576号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）
 - ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ44度・400メートルのところ
 - イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ29度・670メートルのところ
 - ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ53度・890メートルのところ
 - エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ71度・710メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、12,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第577号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度11分1.4秒 東経130度3分13.4秒
 - イ 北緯32度11分18.3秒 東経130度3分13.2秒
 - ウ 北緯32度11分18.3秒 東経130度3分20.3秒
 - エ 北緯32度11分1.4秒 東経130度3分20.5秒

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、9,620平方メートルを超えてはならない。

熊本県告示第242号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
エンジェル 熊本市花園町5丁目 34-26	株式会社天使の翼 宇城市松橋町久具 134番地 松田 真理子	平成24年 3月1日	4310101466	就労継続支援A型

熊本県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定更新年月日
紫明寮デイサービスセンター 天草市五和町二江4668番地	社会福祉法人清志会	平成24年4月1日

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定更新年月日
紫明寮ショートステイ事業所 天草市五和町二江4668番地	社会福祉法人清志会	平成24年4月1日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定更新年月日
紫明寮ヘルパーサービス 天草市五和町二江4668番地	社会福祉法人清志会	平成24年4月1日

熊本県告示第244号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市五和町城河原二丁目字奈久葉山2192番4、字琵琶ノ首2235番1、2235番6、2243番6、2259番1、2259番3、字石炭2274番4から2274番7まで、字琵琶ノ首2243番1・字石炭2274番1・2274番17・2275番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第245号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町立原字岳ノ後49番1、49番3、50番、56番、58番、字五十田60番、70番、74番、82番、字岩ヶ迫90番、93番、96番、98番、100番、字袖山102番、103番、109番、111番、113番、114番、118番、120番、字上大迫446番、字九宝田447番、464番、482番、字十三京489番、492番1、494番、495番、500番1、502番、503番1、字庵ノ平568番1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字白木字南迫1824番、1825番、1845番1、1851番、1852番、1855番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南迫1824番・1825番・1845番1・1851番・1852番・1855番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第247号

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部を改正する要項を次のように定める。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部を改正する要項
熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和63年熊本県告示第243号）の一部を次のように改正する。

別表2 熊本市の項中「熊本市京町本丁1-14」を「熊本中央区京町本丁1-14」に、「熊本市錦ヶ丘1-1」を「熊本市東区錦ヶ丘1-1」に、「熊本市二本木4丁目9-65」を「熊本市西区二本木4丁目9-65」に、「熊本市奥古閑3097」を「熊本市南区奥古閑3097」に、「熊本市榆木3-9-1」を「熊本北区榆木3-9-1」に、「熊本市水道町13-2」を「熊本中央区水道町13-2」に、「熊本市神水本町967-1」を「熊本中央区神水本町967-1」に改める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県告示第248号

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項
熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項（平成20年熊本県告示第280号）の一部を次のように改正する。

別表3 有明保健所の項中「熊本市植木町」を「熊本北区植木町」に改め、同表阿蘇保健所の項中「産山村」の次に「、高森町、南阿蘇村」を加え、同表中

京町 錦が丘 古町 天明 榆木	熊本市地域	熊本市（熊本市植木町及び熊本市城南町を除く。）
-----------------------------	-------	-------------------------

を

京町 錦が丘 古町 天明 榆木	熊本市地域	熊本市（熊本北区植木町及び熊本市南区城南町を除く。）
-----------------------------	-------	----------------------------

に改め、同表益城町役場の項中「

南阿蘇地域」を「益城西原地域」に、「高森町、西原村、南阿蘇村、益城町」を「西原村、益城町」に改め、同表宇土運動公園の項中「熊本市城南町」を「熊本市南区城南町」に改める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字天神原 1614番地先から 同町岩野字南平 1685番地先まで	300.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月6日

公 告

熊本県公告第115号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験を次のように実施する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験期日及び日程

(1) 学科の試験

平成24年7月1日（日） 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成24年9月9日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験地

熊本市（試験場所については、後日、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）及び受験要領に掲載する。）

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成24年3月31日（土）から平成24年4月6日（金）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 社団法人熊本県建築士会2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号

a 期間 平成24年4月9日（月）から平成24年4月16日（月）まで

b 時間 午前10時から午後5時まで

(イ) 熊本県天草総合庁舎第3会議室 天草市今釜新町3530番地

a 期間 平成24年4月9日（月）及び平成24年4月10日（火）

b 時間 午前10時から午後5時まで

イ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成22年又は平成23年に行った試験の「学科の試験」（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛て先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表及び合否の通知

(1) 学科の試験

平成24年8月21日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 設計製図の試験

平成24年12月6日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成24年6月6日（水）頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第116号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年木造建築士試験を次のように実施する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験期日及び日程

- (1) 学科の試験
平成24年7月22日（日） 午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験
平成24年10月14日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験地

熊本市（試験場所については、後日、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）及び受験要領に掲載する。）

3 受験申込手続

- (1) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

- (ア) 期間 平成24年3月31日（土）から平成24年4月6日（金）まで
- (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

- (2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

- (ア) 社団法人熊本県建築士会2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号
- a 期間 平成24年4月9日（月）から平成24年4月16日（月）まで
- b 時間 午前10時から午後5時まで
- (イ) 熊本県天草総合庁舎第3会議室 天草市今釜新町3530番地
- a 期間 平成24年4月9日（月）及び平成24年4月10日（火）
- b 時間 午前10時から午後5時まで

イ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成22年又は平成23年に行った試験の「学科の試験」（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛て先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表及び合否の通知

- (1) 学科の試験
平成24年9月4日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

- (2) 設計製図の試験
平成24年12月6日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成24年6月6日（水）頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第117号

宇城市に事務所を置く豊野町土地改良区理事長小田信明から平成23年11月28日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年2月27日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第118号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区理事長高木政夫から平成24年1月30日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年2月27日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市海士江町字沖2660番2、同2660番23、及び同字下城2660番4、同2661番4、同2707番1、同2708番1、同2709番1、同2709番2、同2709番4、同2712番1並びに水路
6,738.01平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
株式会社 ニトリ

登載依頼**鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号**

平成23年度第2回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年3月6日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成24年3月14日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本地域振興局 3階小会議室
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の更新審査について
(2) 鹿本地域病院群輪番制病院の平成24年度実施計画について
(3) 管内における健康危機管理について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県山鹿保健所総務企画課内)
(電話0968-44-4121)

熊本県精神保健福祉審議会公告第1号

熊本県精神保健福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年3月6日

熊本県精神保健福祉審議会

- 1 開催日時
平成24年3月21日（水）
午後2時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
(1) 本県における精神保健福祉の新たな取組みについて
① 精神科救急医療体制の整備について
② 精神障がい者アウトリーチ推進事業について
(2) 精神障がい者の地域移行支援の取組みについて
(3) 第6次熊本県保健医療計画における精神疾患の追加について
(4) 熊本市の政令市移行に伴う移譲事務の取扱いについて
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県精神保健福祉審議会事務局
(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課精神保健福祉班)
(電話) 096-333-2234 (直通)

鹿本地域保健医療推進協議会公告第1号

平成23年度鹿本地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年3月6日

鹿本地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成24年3月14日（水） 午後2時30分から
- 2 開催場所
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本地域振興局 3階大会議室
- 3 議題
(1) 第5次鹿本地域保健医療計画について
(2) 「鹿本地域保健医療計画検討専門部会」の設置について
(3) その他報告事項等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
山鹿市山鹿465-2
鹿本地域保健医療推進協議会事務局（山鹿保健所総務企画課）
(電話) 0968-44-4121

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

平成23年度阿蘇地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年3月6日

阿蘇地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成24年3月15日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧1204
熊本県阿蘇保健所 2階会議室
- 3 議題
(1) 第5次阿蘇地域保健医療計画の取り組み状況等について

- (2) 阿蘇地域保健医療推進協議会計画検討専門部会の設置について
- (3) 阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
- (4) 保健所医療安全支援センターの運営について
- (5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧1204
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務企画課)
(電話0967-32-0535)

熊本県文化振興審議会公告第1号

平成23年度第2回熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。
平成24年3月6日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時
平成24年3月8日(木)
午後2時から午後3時30分まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市水道町14番1号
メルパルク熊本3階「烏帽子」
- 3 議題
 - (1) 今後の文化振興のあり方について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県文化振興審議会事務局(熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課文化・世界遺産推進室)
(096-333-2153)

熊本県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。
平成24年3月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田憲保

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
熊本市	白坪地域コミュニティセンター	熊本市蓮台寺5丁目6番3号
熊本市	長嶺地域コミュニティセンター	熊本市戸島西2丁目6番37号

熊本県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があったので、告示する。
平成24年3月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田憲保

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
八代市	萩原会館	八代市萩原町一丁目3番5号
熊本市	県営住宅江津湖団地第二集会所	熊本市江津2丁目10

熊本市	県営住宅西戸島団地第二集会所	熊本市戸島西1丁目27-51 県営戸島西団地
熊本市	県営住宅八反田団地集会所	熊本市長嶺東1丁目8
熊本市	県営住宅東町団地第二集会所	熊本市東町3丁目5
熊本市	県営住宅東町団地第三集会所	熊本市東町3丁目10
熊本市	県営住宅上熊本団地集会所	熊本市上熊本3丁目15
熊本市	県営住宅東本町団地集会所	熊本市東本町21
熊本市	県営住宅田崎団地集会所	熊本市田崎2丁目7
熊本市	県営住宅八王寺団地第二集会所	熊本市八王寺町840
熊本市	県営住宅八島団地集会所	熊本市八島2丁目8
熊本市	県営住宅八島団地田崎集会所	熊本市田崎3丁目7
熊本市	市営住宅下南部団地集会所	熊本市下南部2丁目5
熊本市	市営住宅新地団地第一集会所	熊本市清水新地5丁目9
熊本市	市営住宅長嶺団地第一集会所	熊本市長嶺南3丁目10
熊本市	市営住宅東町団地第一集会所	熊本市東町2丁目2
熊本市	市営住宅秋津団地集会所	熊本市秋津町秋田3298
熊本市	市営住宅栗の内団地集会所	熊本市高江町1339
熊本市	市営住宅野越団地第二集会所	熊本市南高江4丁目

正 誤

平成24年2月21日熊本県教育委員会訓令第1号（公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	44	「学校人事課長又は」	「学校人課長又は」